

志津小学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月

佐倉市立志津小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、心身の成長過程にある児童においては、何らかの理由により、だれもが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。

本校では、いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめ」のない学校づくりを推進するために、いじめ問題については隠蔽や虚偽のないよう正確に丁寧な説明を行うとともに、学校・家庭・地域・関係機関が一丸となって対応できるよう「志津小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第2条）

（1）定義に基づくいじめの判断

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によ

らずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 留意点

児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でもなく、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

(1) で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

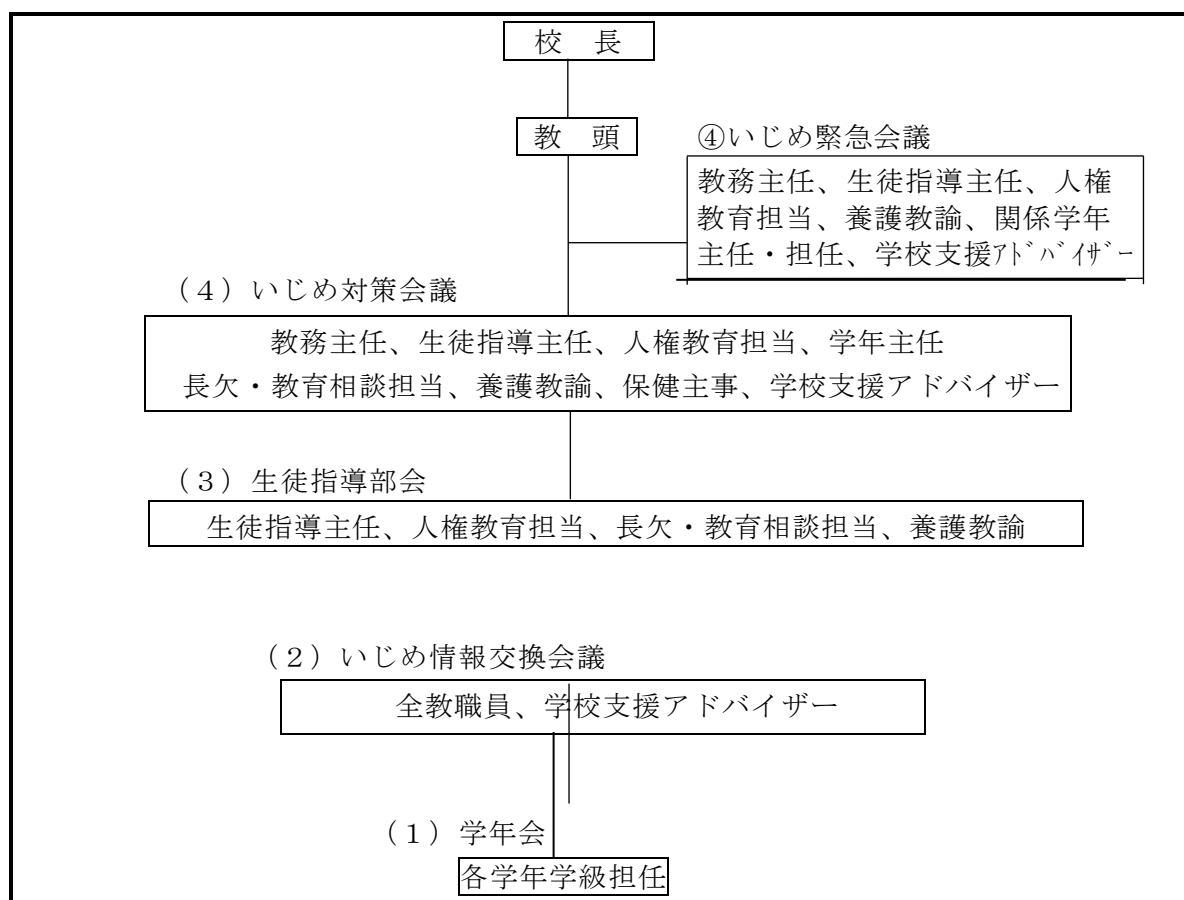
(「いじめの防止等のための基本的な方針」より (以下国の基本方針))

3 いじめの視点

国の基本方針に基づき、いじめについて以下の(1)～(4)の視点を明確にします。

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。
- (2) いじめは、子供が時と場合により、被害者になったり、加害者になったりする経験をもつことが多く見られます。
- (3) 『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序や閉塞性)、いわゆる『観衆』として、はやし立てたり面白がったりする存在や、『傍観者』的な存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが重要です。

4 学校いじめ対策の組織



(1) 学年会議

○メンバー

各学年学級担任

- ・ 常時
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録

(2) いじめ情報交換会議（生徒指導情報交換会議：しづっこ会議）

○メンバー

全教職員（時に応じて学校支援アドバイザー）

- ・ 毎週火曜日開催
- ・ いじめに関する情報や意見の交換

※情報については記録し、内容については個人情報に関わるので扱いには十分に気をつける。

(3) いじめ対策会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育担当、学年主任、長欠・教育相談担当、養護教諭、保健主事、学校支援アドバイザー

- ・ 各期に1回程度開催（年3回）
- ・ 学校いじめ対策の中心組織
- ・ 具体的な年間計画等の作成、見直し

- ・ いじめの相談（学校支援アドバイザー含）、通報窓口（教育相談担当者）
- ・ 学校いじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック

（４）いじめ緊急会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育担当、養護教諭、
関係学年主任、関係学級担任、学校支援アドバイザー

- ・ いじめ情報があつた場合、迅速に招集
- ・ 情報の収集と記録
- ・ 具体的な対応策と情報の共有

5 いじめの未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。教職員が一丸となって、すべての児童の長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教職員の受容的、共感的な態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教職員の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。学校全体で暴力や暴言を排除するようにします。

（１）生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開

○それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。

- （ア）児童に自己決定の場を与えること
- （イ）児童に自己存在感を与えること
- （ウ）共感的人間関係を育成すること

（２）道徳教育の充実

○いじめを問題と向き合う教材や情報モラルについて考える教材を取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを絶対に許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

いじめ問題と向き合う教材

1年

いっしょにかえろう／なかなかおり／ダメ！／はしの上のおおかみ／ねずみくんのきもち／みんながえがおに

2年

なかまはずれをなくすために／たかしくんもいっしょに／みほちゃんと、となりのせきのますだくん／およげないりすさん／つよいこころ／大なわ大会

3年

貝がら／たつきゅうは四人まで／えがおいっぱい／自分をコントロール／よわむし太郎／悪いのはわたしじゃない／ヒキガエルとロバ／今度はぼくの番かな

4年

ほっとけないよ／いじめについて考えよう／プロレスごっこ／仲間だから／わかってくれてありがとう

5年

知らない間のできごと／差別のない社会へ／だれかをきずつける機械ではない／モントゴメリーのバス

6年

友達だからこそ／ブランコ乗りとピエロ／ひきょうだよ／学級人権標語をつくろう／志を得ざれば、再びこの地を踏まず

生命を尊重する心を育てる教材の例

1年

ハムスターの赤ちゃん／いのちのはじまり／生きているじぶん／たのしかったハイキング／赤とんぼ

2年

春がいっぱい／今のぼく、むかしのぼく／せい長かいだん／虫が大すき／みぢかなしぜん／いただきます／「ありがとう」

3年

ベランダのツバメ／ヒキガエルとロバ／光祐くんのアサガオ

4年

受けつがれてきた命／日本の「世界自然遺産」／タイガとココア／命の大切さについて考えよう／おばあちゃんとの思い出／命

5年

オオカミから教えられたこと／稲むらの火／トキのまう空／希／知床の自然

6年

その思いを受けついで／生かされている「大切な命」／いのちのバトン／フラスコで育てた花

情報モラルについて考える教材の例

1年

くまさんのおちゃかい

2年

教えていいのかな

3年

おそろしいゲームいぞん／新聞係

4年

守りたい自分のじょうほう／かわいくない

5年

知らない間のできごと／参考にするだけなら／だれかをきずつける機械ではない

6年

食事のメール／情報について考えよう

(3) 「いじめ防止啓発リーフレット」の活用

○道徳の授業で活用し、いじめの防止に関する意識啓発を図ります。

(4) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

- ・ 具体例 1年生…「アサガオの栽培・地域探検」「校外学習」
- 2年生…「野菜の栽培」「町探検」「校外学習」
- 3年生…「福祉教育」「校外学習」
- 4年生…「福祉教育」「校外学習」
- 5年生…「自然教室（小見川少年自然の家）」「校外学習」
- 6年生…「修学旅行（鎌倉・河口湖方面）」「校外学習」

(5) 課外活動の充実

○課外活動での人間関係作りに努めます。

- ・ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることを認識し、陸上練習・合唱練習を企画・実施します。

(6) 児童会を中心とした取り組み

○児童会活動を通して、いじめ防止を訴え、解決が図れるような、自治的な活

動に取り組ませます。

- ・いじめゼロ宣言（「はなす勇氣」をもつ）
- ・代表委員会等での話し合い
- ・児童集会の実施

（７）「いのちを大切に作るキャンペーン」の取り組み

- 学級活動での話し合い活動
- 年２回（前期と後期）、児童一人一人による標語の作成と掲示、校内放送（給食時）等での紹介

（８）豊かな人間関係づくり実践プログラム

- ピア・サポート（仲間・支援）
 - ・授業等を通じて、コミュニケーション能力を育成
- ＜主な学習内容＞

- | | | |
|------------|----------|------------------|
| ○あいさつの仕方 | ○人の話の聞き方 | ○自分の気持ちの話し方 |
| ○人の気持ちに気づく | ○思いやり | ○人間関係における問題解決の仕方 |

（９）人権教育に関する取り組み

- 外部講師の活用
- 人権啓発活動を展開（人権週間）

（１０）インターネットを通じて行われるいじめ対策

- 情報機器の持つ危険性や、その使い方を知らせます。
- ・保護者にも協力を依頼し、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・外部から講師を招き、情報モラル教室を実施
- ・全教育活動を通じて情報教育を行います。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察等関係機関に相談します。

（１１）啓発活動

- 年間を通じて、いじめ問題に対する学校の認識や、指導方針を周知し、協力と情報提供を依頼します。
- ・学校便りやホームページ、学年便り、ミニ集会等を通して家庭、地域へ広く啓発活動を行います。
- ・保護者会や家庭教育学級等を通して、啓発活動を行います。
- ・学校支援アドバイザーについて紹介します。
- ・「いじめ防止啓発リーフレット」の配付

6 いじめの早期発見

定期的な調査や、ささいな兆候にもアンテナを高く保ち、早期発見に努めます。

（１）相談体制の整備

- 教育相談により、児童の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。
- ・学級担任が、教育相談アンケート（先生への手紙『わたしの今』）を基に、

児童一人一人と個人面談を行います。

- ・年間3回行います（6月、11月、1月）

○相談窓口の設置

（学校内）・校務分掌に相談窓口の担当（教育相談担当者）を置きます
（TEL：043-487-0252）

- ・学校支援アドバイザー
- ・スクールカウンセラー

（学校外）・「千葉県子どもと親のサポートセンター」（TEL：0120-415-446）

- ・「24時間子供SOSダイヤル」（TEL：0120-0-78310）
- ・「子どもの人権110番」（TEL：0120-007-110）

○教育相談箱の設置（保健室前、担当…養護教諭）、活用

- ・児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。
- ・保護者の相談にも対応します。

（2）日常的な児童観察

○休み時間等、授業時間外の児童の人間関係を観察し、いじめの早期発見に取り組みます。

（3）定期的なアンケートの実施

- いじめアンケートを毎月行います。
- アンケートをもとに、児童一人ひとりと個人面談を行います。
 - ・結果の集計や分析には学年を中心に、複数の教職員にあたります。

7 いじめ早期対応

いじめを発見した場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応します。

（1）事実の確認

- いじめの情報を確認したら、いじめ緊急会議を招集し、複数の教職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童別等）
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。
- 指導方針を決定します。
- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、具体的な対応策を迅速に検討します（いじめ緊急会議）。
- ・全教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

（2）いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。（電話連絡、家庭訪問等）

- ・事実確認で把握した状況を、保護者にていねいに説明します
 - ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
 - ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門家を活用して指導にあたります
- いかなる理由があっても、いじめられた児童を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。
- ・「いじめは絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
 - ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
 - ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。

（３）いじめを行った児童への指導

- 行った行為については、毅然とした指導をします。
- ・行った行為を振り返らせ、問題点を理解させます。
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
 - ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
 - ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合は、出席停止や警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
- いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門家を活用して指導にあたります。
 - ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
 - ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
 - ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。
- よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達を促します。
 - ・自分の課題とすべき点について反省させるとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

（４）いじめを行った児童の保護者との連携・協力

- 問題解決に向けて、協力を依頼します。
- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
 - ・加害児童と同席で、事実関係の確認を行います。
 - ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を行います。
- 自分の問題として向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。
- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

(5) いじめの「観衆」「傍観者」への指導

- 「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」にも、適切な指導をします。

(6) 継続的な見守り、指導、助言活動

- 表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。
 - ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します(被害者、加害者とも)。
 - ・被害児童には、教職員が毎日声をかけて、小さな変化も見逃さない配慮を継続します。

(7) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。
 - ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
 - ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

(8) 児童や保護者からの申し立てへの対応

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして迅速に報告・調査等に当たります。

8 重大事態への対処

- 重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があることです。

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間欠席を余儀なくされた場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

- いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- 調査は「いじめ緊急会議」のメンバーで行います。
- 重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会・警察等に報告します。
 - ・「学校」→「指導課」→「教育長」→「市長」

・一報後、改めて文書にて報告します。

①認知に係る報告書 ②調査結果に係る報告書 ③事案により事故報告書

○重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、明確にします。（客観的な事実関係の速やかな調査）

（２）児童・保護者への情報の提供

○調査の結果については、丁寧に説明します。

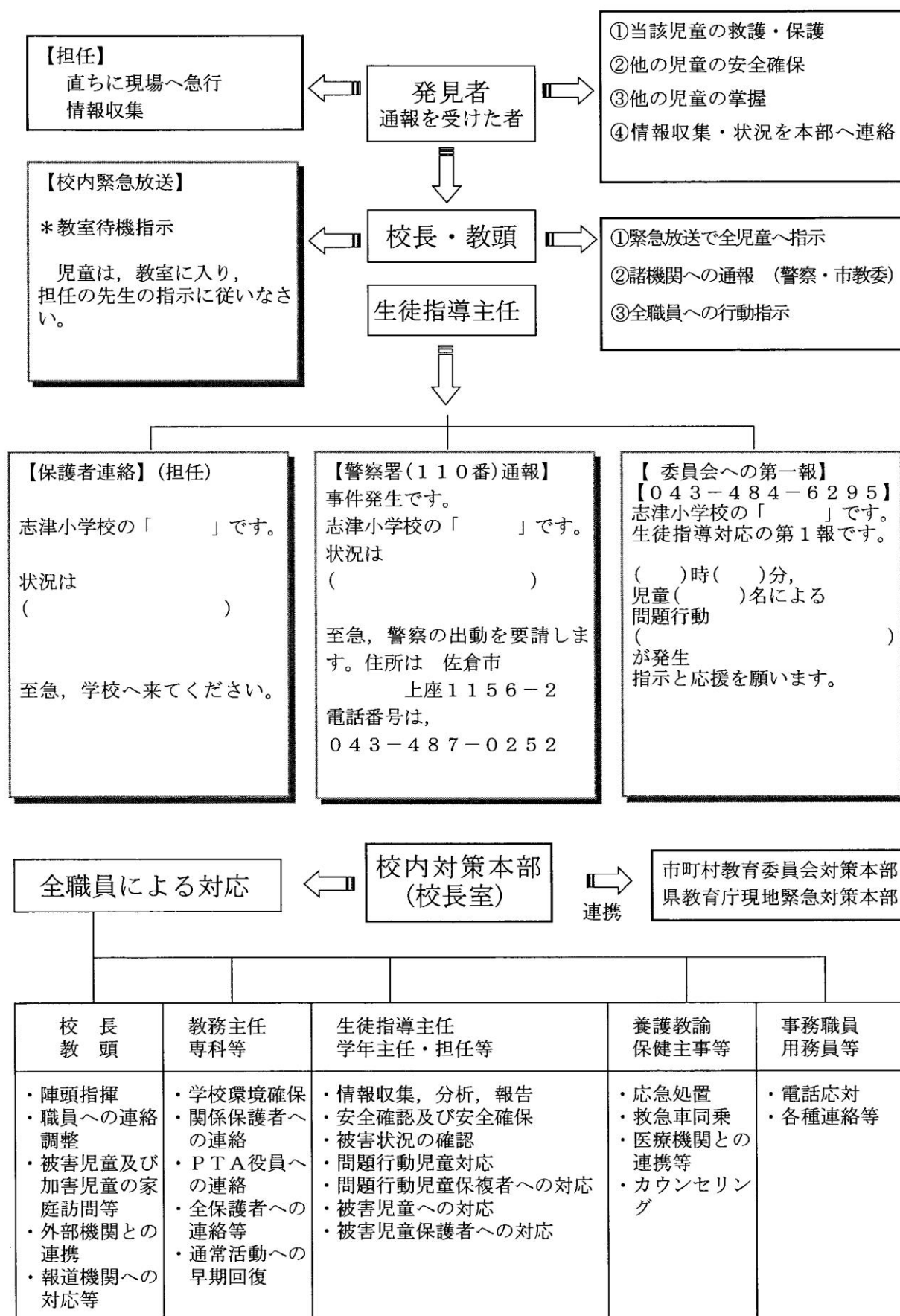
○事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

（３）再発防止にむけた指導の継続

○再発防止に向けた指導を、関係機関と連携・協力し、継続します。

9 緊急時対応

生徒指導緊急時対応



	学校行事	いじめ防止
4 月	・ 生徒指導研修会 ・ 入学式	・ 学校間、学年間の情報交換 ・ いじめに関わる共通理解 ・ 月末定期アンケート・児童面談 ・ 「いじめ防止啓発リーフレット」配付・活用
5 月	・ 1 年生を迎える会	・ 1 年生を迎える会を通した異学年間の人間関係づくり ・ 運動会を通した異学年間の人間関係づくり ・ 月末定期アンケート・児童面談
6 月	・ 教育相談 ・ 運動会	・ 定期教育相談（児童面談） ・ 「いのちを大切にするキャンペーン」の標語作成と掲示及び全校への紹介 ・ 月末定期アンケート・児童面談
7 月	・ 5 年宿泊学習	・ いじめ対策会議（進行状況の確認） ・ 月末定期アンケート・児童面談
8 月		・ 職員研修 ・ 佐倉市いじめ防止子どもサミット （代表児童参加）
9 月	・ 全校集会 ・ 個人面談	・ 佐倉市いじめ防止子どもサミット報告 ・ 月末定期アンケート・児童面談
10月	・ 6 年 修学旅行	・ 6 年生修学旅行を通した人間関係づくり ・ 「いのちを大切にするキャンペーン」の標語作成と掲示及び全校への紹介 ・ 月末定期アンケート・児童面談
11月	・ 教育相談	・ 定期教育相談（児童面談） ・ 月末定期アンケート・児童面談
12月	・ 人権週間 ・ 個人面談（希望） ・ 音楽集会	・ 人権啓発活動を展開 ・ いじめ対策会議（進行状況の確認） ・ 月末定期アンケート・児童面談 ・ 音楽集会を通した異学年間の人間関係づくり
1 月	・ 教育相談	・ 定期教育相談（児童面談） ・ 月末定期アンケート・児童面談
2 月	・ 保護者会 ・ 6 年生ありがとうの会	・ 6 年生ありがとうの会を通した異学年間の人間関係づくり ・ 月末定期アンケート・児童面談
3 月	・ 卒業式	・ いじめ対策会議（評価） ・ いじめに関しての調査・分析・見直し ・ 引き継ぎ情報の整理、作成 ・ 月末定期アンケート・児童面談

11 その他

- (1) 年度末に、いじめ防止推進の取り組みについて評価を行う。
- (2) この基本方針は、年度ごとに反省を生かし見直し改善していくこととする。
- (3) この基本方針は、学校ホームページにて公表する。

平成26年1月30日

平成27年4月1日 改訂

平成28年4月1日 改訂

平成28年8月25日 改訂

平成29年4月1日 改訂

平成30年4月1日 改訂

平成30年7月26日 改訂

平成31年4月2日 改訂

令和2年4月2日 改訂

令和3年4月1日 改訂

令和4年4月1日 改訂

令和5年4月1日 改訂

令和6年4月1日 改訂